

事務連絡
平成23年4月15日

日本医師会
日本産科婦人科学会
日本産婦人科医会
日本助産師会

} 御中

厚生労働省保険局総務課

東日本大震災に関する出産育児一時金等の按分方法等について

標記については、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)、全国健康保険協会及び健康保険組合に対し、別紙の内容を通知しましたので、よろしくお取り計らい願います。



事務連絡
平成23年4月15日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部) } 御中
全国健康保険協会
健康保険組合

厚生労働省保険局総務課
厚生労働省保険局保険課
厚生労働省保険局国民健康保険課

東日本大震災に関する出産育児一時金等の按分方法等について

東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度(以下「直接支払制度」という。)に関する医療機関等の請求事務については、「東日本大震災による被災に伴う出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度による請求の取扱いについて」(平成23年4月6日付け厚生労働省保険局総務課事務連絡)により示したところであるが、今般、保険者が特定できない場合の出産育児一時金等の請求額(平成23年4月10日及び25日受付分に限る。)の保険者による按分については、下記のとおり取り扱うこととするので、その運用に当たっては、十分に留意の上、遺漏なきよう取り計らい願いたい。

記

1. 請求額の保険者による按分について

被保険者等(健康保険若しくは船員保険の被保険者若しくは被保険者であった者又は国民健康保険の世帯主若しくは組合員をいう。以下同じ。)が病院、診療所又は助産所(以下「医療機関等」という。)に対して、被災により被保険者証等を提示できないため、氏名、生年月日、住所又は事業所名等を申し立てること等により直接支払制度を利用した場合(地震直後の混乱等やむを得ない事情により、氏名及び加入する医療保険の種別の申立等これに準ずる申立により直接支払制度を利用した場合を含む。)であって、住所地の保険者又は事業所が属する保険者において被保険者資格を確認できず、その者に係る保険者

が特定できないときの出産育児一時金等に関する各保険者の支払は、支払機関が以下に定めるところにより行う按分によるものとする。

(按分方法)

被保険者等の住所地又は事業所の所在地が属する県内において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用市町村（東京都の区域を除く。）に所在する全ての医療機関等に対する各保険者の出産育児一時金等の支払実績（直接支払制度による平成 22 年 11 月 25 日、12 月 10 日、25 日、平成 23 年 1 月 10 日、25 日、2 月 10 日受付分に関するものに限る。以下同じ。）に基づき、専用請求書に記載された代理受取額相当額を按分する。

2. 差額の支給申請について

「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」実施要綱の第 2 の 4（2）において、医療機関等が請求した代理受取額が 42 万円（産科医療補償制度加算対象出産でない場合は、39 万円）未満の場合、保険者から被保険者等に対し、差額の支給申請を勧奨することとされているが、保険者が特定できないものについては、この限りではないこと。

3. 平成 23 年 5 月 10 日、25 日及び 6 月 10 日受付分の請求の取扱いについて

平成 23 年 5 月 10 日、25 日及び 6 月 10 日受付分の請求の取扱いについては別途連絡するものであること。

支払機関における按分方法について

- (1) 正常分娩分（健康保険法106条関係含む）については、国民健康保険及び被用者保険の保険者において按分（国保連）

【イメージ】

$$\begin{array}{l} \text{A 保険者の支払額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{国保及び被用者保険の} \\ \text{各保険者} \end{array} \right] \end{array} = \text{代理受取額} \times$$

A 保険者の支払実績（正常分娩分）

国保及び被用者保険の全保険者の
支払実績（正常分娩分）

- (2) 被用者保険の異常分娩分については、被用者保険の保険者において按分（支払基金）

【イメージ】

$$\begin{array}{l} \text{B 保険者の支払額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{被用者保険の各保険者} \end{array} \right] \end{array} = \text{代理受取額} \times$$

B 保険者の支払実績（異常分娩分）

被用者保険の全保険者の支払実績
（異常分娩分）

- (3) 国民健康保険の異常分娩分については、国民健康保険の保険者において按分（国保連）

【イメージ】

$$\begin{array}{l} \text{C 保険者の支払額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{国保の各保険者} \end{array} \right] \end{array} = \text{代理受取額} \times$$

C 保険者の支払実績（異常分娩分）

国保の全保険者の支払実績
（異常分娩分）

- (4) 健康保険法第106条に基づく請求（異常分娩分）については、被用者保険の保険者において按分（国保連）

【イメージ】

$$\begin{array}{l} \text{D 保険者の支払額} \\ \left[\begin{array}{l} \text{被用者保険の各保険者} \end{array} \right] \end{array} = \text{代理受取額} \times$$

健保法106条に基づく D 保険者の
支払実績（異常分娩分）

健保法106条に基づく全保険者の
支払実績（異常分娩分）